## 豊中市低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

策定 平成 24 年 12 月 4 日 改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。 以下「法」という。)の規定に基づき、市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等 の事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市長が必要と認める図書)

- 第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「法施行規則」という。)第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、登録住宅性能評価機関等(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21に規定する指定確認検査機関をいう。以下この項において同じ。)が交付した適合証(ただし、当該登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に限る。)とする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要であると認める場合においては、参考となる 図書を添付させることがある。

(市長が不要と認める図書)

- 第3条 法施行規則第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に 掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 一の建築物において、法第53条第1項の規定に基づく認定の申請を複数同時 に行い、法施行規則第41条第1項に規定する図書のうち共通のものについて同 時に申請するいずれかの申請書に添付した場合 当該図書
- (2) 一の建築物において、法第55条第1項に基づく変更の認定の申請を複数同時 に行い、法施行規則第45条に規定する図書のうち共通のものについて同時に申 請するいずれかの申請書に添付した場合 当該図書
- 2 前項に定めるもののほか、市長が不要と認める図書については、添付を要しない。

(認定をしない旨の通知)

第4条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。) の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書を当該認定に係る申請者に交付する。

(申請の取下げ)

第5条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をした者は、 当該認定を受ける前に、これらの申請を取り下げるときは、申請取下届を市長に提出 するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第6条 法施行規則第46条の2に規定する書面の交付を受けようとする者は、都市の 低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明申請書正本 1通及び副本1通に、それぞれ低炭素建築物新築等計画の変更が法施行規則第44条 に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書 を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、法施行規則第46条の2に規定する書面の交付の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明書を交付するものとする。

(報告)

- 第7条 法第56条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める報告書により行うものとする。
- (1) 低炭素建築物の新築等(法第56条に規定する低炭素建築物の新築等をいう。 以下同じ。)の工事が完了した場合 工事完了報告書
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書

(取りやめる旨の申出)

第8条 認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、低炭素建築物の新築等を取りやめる場合は、法施行規則第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法54条第1項の認定を受けたものにあっては、法施行規則第43条第2項に規定する通知書及び法施行規則第46条に規定す

る通知書)を添えて、取りやめる旨の申出書正本1通及び副本1通を市長に提出する ものとする。

## (取消通知)

- 第9条 市長は、法第58条の規定により法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を取り消す場合は、計画認定取消通知書により認定 建築主に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定により、取りやめる旨の届が提出された場合には、法第54条 第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を取り消すことと し、計画認定取消通知書により認定建築主に通知するものとする。

(細目)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月4日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。